

三重県公報

第10030号
昭和47年3月31日
金 曜 日

学事文書課長



課長補佐



学事文書課長



目 次

条 例

- 公立字校職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例 (学事文書課) 3
- 職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部を改
正する条例 (同) 3
- 三重県宅地建物取引主任者資格試験手数料徴収条例を
廃止する条例 (同) 4
- 三重県部制条例の一部を改正する条例 (同) 4
- 三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例 (同) 7
- 三重県県税条例の一部を改正する条例 (同) 9
- 三重県職員定数条例の一部を改正する条例 (同) 12
- 知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例
等の一部を改正する条例 (同) 13
- 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例 (同) 14
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条
例 (同) 15
- 三重県松下児童育成基金条例の一部を改正する条例 (同) 16
- 三重県交通災害共済条例の一部を改正する条例 (同) 16
- 三重県モーター規制条例 (同) 19
- 三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例 (同) 21
- 三重県衛生研究所手数料条例の一部を改正する条例 (同) 22
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (同) 22
- 三重県営住宅条例の一部を改正する条例 (同) 23
- 公立字校職員定数条例の一部を改正する条例 (同) 24
- 三重県立高等字校条例の一部を改正する条例 (同) 25
- 三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例 (同) 26
- 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正す
る条例 (同) 27

- 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例 (同) 27
- 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例 (同) 28

規則

- 三重県公報発行規則の一部を改正する規則 (学事文書課) 28
- 三重県消防賞じゆつ金交付規則 (消防防災課) 29
- 三重県青少年保護育成条例施行規則 (青少年室) 33
- 三重県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則 (交通安全対策室) 36

人事委
教育委 規則

- 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委教育委事務局) 40

告示

- 昭和47年度三重県公報購読料 (学事文書課) 41
- 健康保険法等による看護料の支給基準 (保険課) 41
- 海岸保全区域の一部改正 (耕地課) 42
- 漁船損害補償法による付保義務の同意 (漁政課) 43
- 公共用財産用途廃止 (監理課) 43
- 一級河川の水域及び通行方法指定 (河川課) 44
- 二級河川の水域及び通行方法指定 (同) 45
- 公有水面埋立工事しゆん工期間伸長許可 (同) 46
- 同件 (同) 46
- 公有水面埋立しゆん工認可 (同) 47
- 同件 (同) 47
- 急傾斜地崩壊危険区域指定 (砂防課) 48

地労委訓令

- 三重県地方労働委員会公印規程 (地労委事務局) 51

企業庁管理規程

- 三重県工業用水道供給条例の一部を改正する条例附則第2項の日を定める管理規程 (企業庁) 53
- 三重県工業用水道供給条例施行規程の一部を改正する管理規程 (同) 53

公告

- 行政書士登録 (学事文書課) 55
- 土地改良事業計画書等の縦覧 (耕地課) 55
- 入会林野整備計画決定 (林政課) 55

- 土地収用法による土地立入り通知 (用地対策課) 56
- お知らせ
- 土地立入り公告 (計画課) 57

条 例

公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第十号

公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項に次の一号を加える。

- 十一 教員特殊 第十二条の二第一項に規定する職員が非常災害時等の緊急業務手当 業務、修学旅行、対外運動競技等において児童もしくは生徒を引率して行なり指導業務または入学試験における受験生の監督、採点もしくは合否判定の業務に従事する場合に支給する手当をいう。

第十七条第三項中「三百四十円」を「三百六十円」に、「百五十円」を「二百円」に改め、「百八十円」の下に「教員特殊業務手当については一日につき(入学試験における受験生の監督、採点または合否判定の業務に従事する場合にあつては、一回につき)千五百円」を加える。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十七条第三項の改正規定(教員特殊業務手当に関する部分を除く。)は、昭和四十七年四月一日から施行する。
- この条例による改正後の公立学校職員の給与等に関する条例第十七条の規定中教員特殊業務手当に関する部分は、昭和四十七年一月一日から適用する。

職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第十二号

職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續および効果に関する条例(昭和二十六年三重県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「十二月」及び「。以下「法」といふ。」を削り、「および」を「及び」に、「基き」を「基づき」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第二条中「または」を「又は」に、「行わなければならない」を「行なわなければならない」に改める。

第三条を次のように改める。

(減給の効果)

第三条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料の月額(公立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第十二条の二第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)の十分の一以下に相当する額を減するものとする。

第五条の見出しを「(規則への委任)」に改める。

附、則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行なわれた減給については、なお従前の例による。

三重県老地建物取引主任者資格試験手数料徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第三号

三重県老地建物取引主任者資格試験手数料徴収条例を廃止する条例

三重県老地建物取引主任者資格試験手数料徴収条例(昭和四十年三重県条例第十五号)は、廃止する。

附、則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第四号

三重県部制条例の一部を改正する条例

三重県部制条例(昭和三十年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改

正する。

第一条中「基き」を「基づき」に、「七部」を「八部」に、「**衛生部**」を「**福祉生活部**
保健衛生部
環境部」に改める。

第二条第一号及び第三号中「および」を「及び」に改め、同条第五号中「条例の立案」を「文書」に改める。

第四条(見出しを含む。)中「衛生部」を「福祉生活部」に改め、同条に次の二号を加える。

- 三、青少年の育成に関すること。
- 四、交通安全の確保、消費者の保護その他県民生活の向上に関すること。

第八条第一号から第三号までの規定中「および」を「及び」に改め、同条を第九条とし、第七条中第一号から第四号までを次のように改め、第五号及び第六号を削り、同条を第八条とする。

- 一 農業及び食糧の需給に関すること。
- 二 林業に関すること。
- 三 水産業に関すること。
- 四 農地に関すること。

第六条第一号中「および」を「及び」に改め、同条中第三号を第四号とし、同条第二号中「および高圧ガス等の取締」を削り、同号の次に次の一号を加え、同条を第七条とする。

- 三 観光に関すること。

第五条(見出しを含む。)中「衛生部」を「保健衛生部」に改め、第二号を削り、第三号を第一号とし、同条の次に次の一条を加える。

(環境部の事務)

第六条 環境部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公害の防止に関すること。
- 二 自然環境の保護及び整備に関すること。
- 三 その他環境保全に関すること。

附、則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。
(三重県同和对策委員会条例の一部改正)
- 2 三重県同和对策委員会条例(昭和二十九年三重県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「衛生部」を「福祉生活部」に改める。

- (三重県医療扶助審議会条例の一部改正)
- 3 三重県医療扶助審議会条例(昭和三十年三重県条例第十四号)の一部を次のように改正する。
第十条中「(地方事務所)」を削る。
第十二条中「民生部厚生課」を「福祉生活部」に改める。
(三重県社会福祉推進審議会条例の一部改正)
- 4 三重県社会福祉推進審議会条例(昭和三十三年三重県条例第十三号)の一部を次のように改正する。
第十一条中「民生部」を「福祉生活部」に改める。
(三重県観光事業推進審議会設置条例の一部改正)
- 5 三重県観光事業推進審議会設置条例(昭和三十四年三重県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。
第十一条中「知事が定めるところ」を「商工労働部」に改める。
(三重県精神衛生診査協議会条例の一部改正)
- 6 三重県精神衛生診査協議会条例(昭和四十年三重県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。
第六条中「衛生部」を「保健衛生部」に改める。
(三重県精神衛生審議会条例の一部改正)
- 7 三重県精神衛生審議会条例(昭和四十年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。
第六条中「衛生部」を「保健衛生部」に改める。
(三重県かほ福祉資金貸付条例の一部改正)
- 8 三重県かほ福祉資金貸付条例(昭和四十四年三重県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
第九条第十項中「民生部」を「福祉生活部」に改める。
(三重県交通安全対策協議会条例の一部改正)
- 9 三重県交通安全対策協議会条例(昭和四十五年三重県条例第三十号)の一部を次のように改正する。
第五条中「企画部」を「福祉生活部」に改める。
(三重県公害審査会条例の一部改正)
- 10 三重県公害審査会条例(昭和四十五年三重県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。
第五条中「衛生部」を「環境部」に改める。
(三重県心身障害者対策協議会条例の一部改正)
- 11 三重県心身障害者対策協議会条例(昭和四十六年三重県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

- 第七条中「民生部」を「福祉生活部」に改める。
(三重県公害対策審議会条例の一部改正)
- 12 三重県公害対策審議会条例(昭和四十六年三重県条例第四十号)の一部を次のように改正する。
第九条中「衛生部」を「環境部」に改める。
(三重県水質審議会条例の一部改正)
- 13 三重県水質審議会条例(昭和四十六年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。
第九条中「衛生部」を「環境部」に改める。
(三重県自然保護条例の一部改正)
- 14 三重県自然保護条例(昭和四十六年三重県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。
第三十条中「衛生部」を「環境部」に改める。
(三重県青少年保護育成条例の一部改正)
- 15 三重県青少年保護育成条例(昭和四十六年三重県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。
第二十六条中「企画部」を「福祉生活部」に改める。

三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第五号

三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例

三重県行政機関設置条例(昭和三十二年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基く」を「基づく」に改める。

第二条第一項中「基き」を「基つき」に改め、同条第二項中

「三重県上野県事務所 上野市 阿山郡 名瀬郡、
上野市、名張市」を削る。

第二条の二の見出しを「(地方県民室)」に改め、同条第一項中「基き」を「基つき」に、「地方連絡室」を「地方県民室」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 地方県民室の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
三重県四日市地方県民室	四日市市	桑名郡 員弁郡 三重郡 鈴鹿郡 桑名市 四日市市 鈴鹿市 亀山市
三重県津地方県民室	津 市	安曇郡 志摩郡 津 市 久居市
三重県松阪地方県民室	松阪市	飯盛郡 多気郡 松阪市
三重県伊勢地方県民室	伊勢市	度会郡 志摩郡 伊勢市 鳥羽市
三重県上野地方県民室	上野市	阿山郡 名賀郡 上野市 名張市

第三条の見出しを「(県税事務所及び自動車税事務所)」に改め、同条第一項中「「基き」を「「基づき」」に改め、「「県税」の下に「「自動車税及び自動車取得税を除く。」」を、「「事務」の下に「「並びに自動車税及び自動車取得税の滞納処分(滞納処分時の納付を含む。)」に関する事務」を加え、「「県税事務所」」を「「県税事務所、自動車税及び自動車取得税の賦課、徴収等に関する事務を分掌させるため自動車税事務所」」に改め、同条第二項中「「県税事務所」」の下に「「及び自動車税事務所」」を加え、

三重県伊勢税事務所	伊勢市	度会郡、志摩郡、伊勢市、鳥羽市	を
三重県伊勢税事務所	伊勢市	度会郡、志摩郡、伊勢市、鳥羽市	に
三重県上野税事務所	上野市	阿山郡、名賀郡、上野市、名張市	
三重県自動車税事務所	津 市	三重県の区域	

改める。

第四条第一項中「「基き」」を「「基づき」」に改め、同条第四項中「「伊賀福祉事務所、紀北福祉事務所及び紀南福祉事務所」」を「「三重県紀北福祉事務所及び三重県紀南福祉事務所」」に改める。

第五条第一項中「「基き」」を「「基づき」」に改める。

第六条第一項中「「基き」」を「「基づき」」に改め、同条第二項中

三重県伊勢農業事務所	伊勢市	度会郡、志摩郡、伊勢市、鳥羽市	を
三重県伊勢農業事務所	伊勢市	度会郡、志摩郡、伊勢市、鳥羽市	に
三重県上野農業事務所	上野市	阿山郡、名賀郡、上野市、名張市	

改める。

第七条の規定及び第八条から第十一条までの規定中「「基き」」を「「基づき」」に改める。

附 則

- この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。
- この条例の施行の日前に賦課された自動車税及び自動車取得税に係る事務の分掌については、改正後の三重県行政機関設置条例第三条の規定にかかわらず、昭和四十七年五月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- この条例の施行の日前に三重県上野県事務所において賦課された自動車税及び自動車取得税に係る事務については、前項の規定にかかわらず、昭和四十七年五月三十一日までの間は、三重県上野県税事務所において分掌するものとする。
- この条例の施行の日前に次の上欄に掲げる行政機関の長によりなされた許可、認可その他の処分又は当該行政機関の長に対してなされた申請、申告その他の手続は、規則で定める区分に従い、下欄に掲げる行政機関の長によりなされた許可、認可その他の処分又は当該行政機関の長に対してなされた申請、申告その他の手続とみなす。

三重県上野県事務所	三重県上野地方県民室
	三重県上野県税事務所
	三重県上野農業事務所

- 三重県災害対策本部に関する条例(昭和三十七年三重県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「「地方連絡室」」を「「地方県民室」」に改める。

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第六号

三重県県税条例の一部を改正する条例

三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二の見出し中「「県税事務所の長に対する」」を削り、同条第一項を次のように改める。

知事は、法令に特別の定めがある事務及び次に掲げる事務を除くほか、自動車税及び自動車取得税以外の県税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務、自動車税及び自動車取得税の滞納処分(滞納処分時の納付を含む。)のうち知事が指定したものに關する事務並びにこれらに係る過料に関する事務については、課税地を所管する県税事務所の長(以下「「県税事務所長」」という。

に、自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務（県税事務所長に委任したものを除く。）並びにこれらに係る過料に関する事務については、自動車税事務所長（以下「自動車税事務所長」という。）に委任する。

- 一 異例に属する県税の減免に関する事務
- 二 第十一条第一項の規定による期限の延長に関する事務
- 三 一件一万円をこえる過料の決定に関する事務
- 四 大規模の償却資産の指定に関する事務

第六条の二第三項中「または」を「又は」に改め、「県税事務所長」の下に「又は自動車税事務所長」を加え、「委任事務」を「委任を受けた事務」に改め、同条第四項中「事項」を「事務」に改め、「県税事務所長」の下に「又は自動車税事務所長」を加える。

第八条第二項第二号中「（第六条の二第一項第四号に規定する滞納処分に係るものにあつては、自動車の取得者の住所地）」を削り、同条第三項中「または」を「又は」に改める。

第九条の見出しを「（申告書、届出書等の経由）」に改め、同条中「書類は、」の下に「自動車税及び自動車取得税以外の県税に係るものにあつては」を、「県税事務所長」の下に一、自動車税及び自動車取得税に係るものにあつては自動車税事務所長を」を加え、同条ただし書を削る。

第十四条中「県税事務所」の下に「若しくは自動車税事務所」を加え、「行う」を「行なう」に改める。

第十四条の二第一項中「三十円」を「百円」に改め、同条第二項中「計算」を「計算方法」に改め、「年度、税目、証明事項等を基準として」を削る。

第十四条の三第二項中「または」を「又は」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に改め、「特別徴収義務者は、」の下に「自動車税及び自動車取得税以外の県税に係る場合にあつては」を、「県税事務所」の下に一、「自動車税及び自動車取得税に係る場合にあつては自動車税事務所」を加え、同条第三項中「または」を「又は」に改める。

第二十七条第一項中「六月三十日」を「七月十日」に改め、同項第二号及び第三号中「および」を「及び」に改める。

第三十条第二項中「六月、九月、十二月および三月」を「四月、七月、十月及び一月」に、「基き」を「基づき」に改める。

第八十条第一項第四号及び第五号中「および」を「及び」に改め、同条第二項中「ゴルフ練習場、」を削り、同条第三項中「ばちんこ場」の上に「ゴルフ練習場、」を加える。

第八十二条第二項の表中六の項を七の項とし、一の項から五の項までを一

ずつ繰り下げ、二の項の前に次のように加える。

一	ゴルフ練習場	一	級	一打席につき	月額	七、〇〇〇円
		二	級	一打席につき	月額	五、〇〇〇円
		三	級	一打席につき	月額	三、〇〇〇円
		四	級	一打席につき	月額	二、〇〇〇円
		五	級	一打席につき	月額	一、〇〇〇円
		六	級	一打席につき	月額	五〇〇円

第二百二十六条第四項第二号中「自家用 年額 一万二千元」を

「営業用 年額 七千元
自家用 年額 一万二千元」に改める。

第二百二十八条第一項中「通り」を「とおり」に改める。

第二百二十九条第五項中「前項の納税者は、」を「前項に規定する納税者は、同項に規定する申告書に証紙代金収納計器により証紙の額面金額に相当する金額の表示を受け、又は」に、「規則」を「規則」に、「納税済印を前項の申告書に」を「納税済印の」に改め、同条第八項中「第四項の」を「第四項に規定する」に改め、「並びに」を削り、「取扱等」を「取り扱い等並びに第五項に規定する証紙代金収納計器により表示される印影の形式その他証紙代金収納計器の取り扱い等」に改める。

第三百二十二条中「または」を「又は」に、「課税地を所管する県税事務所」の所管区域を「県」に、「また、同様とし、提出の期限は、」を「また同様とし、その提出の期限は、当該異動の」に改める。

第六百六十七条の七第三項を次のように改める。

3 第一項に規定する納税義務者は、前項に規定する申告書若しくは修正申告書に証紙代金収納計器により証紙の額面金額に相当する金額の表示を受け、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付して規則に定める納税済印の押印を受けることによつて、証紙に代えることができる。

第六百六十七条の七第五項中「第二項の」を「第二項に規定する」に改め、「並びに」を削り、「取扱等」を「取り扱い等並びに第三項に規定する証紙代金収納計器により表示される印影の形式その他証紙代金収納計器の取り扱い等」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第八十条及び第八十二条の改正規定は、昭和四十七年六月一日から施行する。

2 改正後の三重県県税条例（以下「新条例」という。）第六条の二第一項、第三項及び第四項、第八条第二項第二号、第九条、第十四条並びに第十四条

の三第二項の規定は、昭和四十七年四月一日（以下「施行日」とい。）前に課し、又は課すべき自動車税及び自動車取得税については、同日から昭和四十七年五月三十一日までの間は、適用しない。

3 新条例第三十条第二項の規定の適用については、施行日から同年四月三十日までの間に限り、同条中「前三月間」とあるのは、「前一月間」と読み替える。

4 新条例の規定中娯楽施設利用税に関する部分は、昭和四十七年六月一日以後におけるゴルフ練習場の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前におけるゴルフ練習場の利用に対して課し、又は課すべき娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

5 新条例の規定中自動車税に関する部分（附則第二項の規定の適用を受ける部分を除く。）は、昭和四十七年度分の自動車税から適用し、昭和四十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

6 新条例の規定中自動車取得税に関する部分（附則第二項の規定の適用を受ける部分を除く。）は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課した自動車取得税については、なお従前の例による。

7 施行日（附則第二項の規定に該当する場合については、昭和四十七年五月三十一日）前に知事又は県税事務所若しくは県事務所の長（以下本項中「知事等」とい。）がした自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課徴収その他の手続並びに知事等に対してした申告その他の手続は、それぞれ新条例に定める課税地を所管する自動車税事務所の長がした徴収金の賦課徴収その他の手続及び自動車税事務所の長に対してした申告その他の手続とみなす。

三重県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第七号

三重県職員定数条例の一部を改正する条例

三重県職員定数条例（昭和二十四年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「七、一七七人」を「七、三四〇人」に改め、同項第三号中「三〇二人」を「三二一人」に改め、同項第九号中「二五〇人」を「二五三人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項第九号に定める定数のほか、企業庁において建設に従事する職員の定

数については、予算の範囲内において知事が別に定める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第八号

知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第一条 知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例（昭和三十五年三重県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三十一万円」を「三十九万円」に、「二十五万円」を「三十一万円」に、「二十万円」を「二十五万円」に改める。

（三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第二条 三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十二万円」を「二十八万円」に、「二十万円」を「二十五万円」に、「十八万円」を「二十三万円」に改める。

（常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第三条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例（昭和三十三年三重県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十六万円」を「十八万円」に改める。

（知識技能を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部改正）

第四条 知識技能を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例（昭和二十二年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十六万円」を「十八万円」に改める。

（公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部改正）

第五条 公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十一年三重県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十八万円」を「二十二万円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田中 覚

●三重県条例第九号

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十六年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「七〇,〇〇〇円」を「七五,〇〇〇円」に、「五五,〇〇〇円」を「六〇,〇〇〇円」に、「五〇,〇〇〇円」を「五五,〇〇〇円」に、

委員 " 四〇,〇〇〇円 " 委員 " 四五,〇〇〇円 " に、

公益委員 " 四〇,〇〇〇円 " 公益委員 " 四五,〇〇〇円 " に、

議会選出 委員 " 四〇,〇〇〇円 " 会長 " 一五,〇〇〇円 " 委員 " 一二,〇〇〇円 "

三九,〇〇〇円」を「四三,〇〇〇円」に、

議会選出 委員 " 四五,〇〇〇円 " 会長 " 二五,〇〇〇円 " 委員 " 一〇,〇〇〇円 "

に、「一,八〇〇円」を「二,〇〇〇円」に、

三〇,〇〇〇円」を「五五,〇〇〇円」に、

委員 " 二五,〇〇〇円 " 会長 " 一五,〇〇〇円 " 委員 " 一二,〇〇〇円 "

委員 " 四五,〇〇〇円 " 会長 " 一〇,〇〇〇円 " 委員 " 一五,〇〇〇円 "

に、

行政書士 試験委員 " 一,六〇〇円 " を

行政書士 試験委員 " 一,八〇〇円 " に、

を

改良普及員資格 試験審査委員 " 一,六〇〇円 " 土地地区画整理法 定する評価員 " 一,六〇〇円 "

改良普及員資格 試験審査委員	" 一,八〇〇円 "
土地地区画整理法 定する評価員	" 一,八〇〇円 "

に、「三六,〇〇〇円」を「四〇,〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田中 覚

●三重県条例第十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和四十一年三重県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三十六号を第三十七号とし、第十二号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 と普査査等業務手当

第二条中第十号を削り、第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 実科訓練手当

第二条に次の一号を加える。

三十八 車両整備作業手当

第四条の次に次の一条を加える。

(実科訓練手当)

第四条の二 実科訓練手当は、消防学校に勤務する職員が消防の実科訓練の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、日額百三十円をこえない範囲内において人事委員会規則で定める。

第九条第二項中「三千五百円」を「五千五百円」に改める。

第十一条の見出しを「(と普査査等業務手当)」に改め、同条第一項中「と普査査業務手当」を「と普査査等業務手当」に改め、「と普査査員である」を削り、「と殺又は解体の検査業務」を「と殺若しくは解体又はこれらの検査の業務」に改め、同条第三項中「月額三千五百円」を「月額五千五百円又は日額百三十円」に改める。

第三十二条第一項を次のように改める。

特殊機械等取扱手当は、警察職員が特殊機械の操作又は保守作業に従事したときに支給する。

第三十二条第二項中「四百五十円」を「千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(車両整備作業手当)

第三十二条の二 車両整備作業手当は、警察車両整備工場に勤務する職員で人事委員会規則で定める資格を有するものが車両整備の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、月額二千円をこえない範囲内において人事委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日から引き続き改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第三十二条第一項第二号に規定する作業に従事する職員に係る特殊勤務手当の取り扱いについては、改正後の特殊勤務手当に関する条例第三十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

三重県松下児童育成基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 覚

●三重県条例第十一号

三重県松下児童育成基金条例の一部を改正する条例

三重県松下児童育成基金条例（昭和四十四年三重県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(処分)

第五条 基金は、児童の育成事業及び交通災害等防止対策事業に係る支出のための財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

三重県交通災害共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 覚

●三重県条例第十二号

三重県交通災害共済条例の一部を改正する条例

三重県交通災害共済条例（昭和四十三年三重県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(加入期間及び共済掛金の額)

第五条 共済事業への加入期間は、次に掲げる期間のうちから市町村ごとに規則で定める。

一 共済事業への加入の申込みをした日（前条第三項の規定により共済事業への継続の加入の申込みをした場合には、当該継続前の加入期間の満了の日）の翌日（以下この条において「加入日」という。）からその日の属する年（加入日が四月一日以後であるときは、その日の属する年の翌年）の三月三十一日まで

二 加入日からその日の属する年（加入日が七月一日以後であるときは、その日の属する年の翌年）の六月三十日まで

三 加入日からその日の属する年（加入日が十月一日以後であるときは、その日の属する年の翌年）の九月三十日まで

四 加入日からその日の属する年の十二月三十一日まで

2 共済掛金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額に加入日の属する月から当該加入期間の満了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する者 十五円

二 三歳から十五歳までの者（前号に規定する者を除く。） 二十五円

三 前二号に規定する者以外の者 三十円

別表を次のように改める。

別表

等級	災 害 の 程 度	見舞金の額
一	死 亡	五十万円
二	手関節又はショパール関節以上を欠く傷害	三十万円
三	入院治療を要する日数及び通院治療（往診治療を含む。以下同じ。）を要する日数の合計日数が百八十日以上かつ傷害で入院治療を要する日数が九十日以上のも	十万円

四	入院治療を要する日数及び通院治療を要する日数の合計日数が九十日以上、の傷害で入院治療を要する日数が四十五日以上のもの	六万円
五	入院治療を要する日数及び通院治療を要する日数の合計日数が二十八日以上、の傷害で入院治療を要する日数が十四日以上、のもの	三万円
六	入院治療を要する日数及び通院治療を要する日数の合計日数が十四日以上、の傷害	八千円

附 則

- この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の三重県交通災害共済条例（以下「旧条例」という。）の規定により交通災害共済事業に加入している者の当該加入に係る加入期間については、改正後の三重県交通災害共済条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行前に旧条例の規定により交通災害共済事業に加入した者の当該加入に係る加入期間中における災害に係る見舞金については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 次の表の上欄に掲げる新条例の規定による加入期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間内に交通災害共済事業に加入の申込みをしようとする者（新条例第四条第三項の規定により交通災害共済事業への継続の加入の申込みをしようとする者については、同期間内に当該継続前の加入期間が満了する者）は、新条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる加入期間により交通災害共済事業に加入することができる。

新条例第 五条第一 項第一号 に掲げる 期間	昭和四十七年四月三十日から 昭和四十八年三月三十日まで	加入申込みの日（新条例第四 条第三項の規定により共済事業へ の継続の加入の申込みをする場 合には、当該継続前の加入期間 の満了の日。以下同じ。）の翌 日から昭和四十九年三月三十一 日まで
新条例第 五条第一 項第二号 に掲げる 期間	新条例施行の日から昭和四十 七年六月二十九日まで	加入申込みの日の翌日から昭 和四十八年六月三十日まで
	昭和四十七年七月三十一日から 昭和四十八年六月二十九日まで	加入申込みの日の翌日から昭 和四十九年六月三十日まで

新条例第 五条第一 項第三号 に掲げる 期間	新条例施行の日から昭和四十 七年九月二十九日まで	加入申込みの日の翌日から昭 和四十八年九月三十日まで
	昭和四十七年十月三十一日から 昭和四十八年九月二十九日まで	加入申込みの日の翌日から 昭和四十九年九月三十日まで
新条例第 五条第一 項第四号 に掲げる 期間	新条例施行の日から昭和四十 七年十二月三十日まで	加入申込みの日の翌日から 昭和四十八年十二月三十一日 まで
	昭和四十八年一月三十一日から 昭和四十八年十二月三十日まで	加入申込みの日の翌日から 昭和四十九年十二月三十一日 まで

- 三重県特別会計条例（昭和三十九年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三三重県交通災害共済事業特別会計の項収入とする収入の欄中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 一般会計からの繰入金

三重県モーター規制条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 覚

●三重県条例第十三号

三重県モーター規制条例

(目的)

第一条 この条例は、モーターの設置の規制に関し必要な措置を定めることにより、清純な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「モーター」とは、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第三項に規定する旅館営業の用に供することを目的とする施設であつて、その施設の一部又は全部が次の各号の一に該当する構造を有するものをいう。

- 車庫又は駐車場からこれらと接続した客室へ直接通することができる開口部を有する構造
- 車庫又は駐車場から専用の通路によつて直接客室へ通することができる構造

三 前二号に掲げるもののほか、車庫又は駐車場から玄関候場その他これに類する設備の所在する場所を通ることなく直接居室へ通することができる構造

(モーターの設置の届出)

第三条 次に掲げる行為(以下「モーターの設置」という。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

- 一 モーターを新築すること。
- 二 モーターを増築すること。
- 三 モーターを改築すること(改築後の当該改築に係る部分がモーターである場合に限る。)
- 四 モーターを移転すること。
- 五 モーターの模様替をすること。
- 六 モーター以外の施設をモーターにすること。

(地元住民の同意)

第四条 前条第一号又は第六号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ地元住民の同意を得るよう努めなければならない。

(意見の聴取)

第五条 知事は、モーターの設置をしようとする者があるときは、当該モーターの設置について関係市町村長その他の関係者の意見をきくものとする。

(助言又は勧告等)

第六条 知事は、モーターの設置が清純な生活環境を著しく害すると認めるときは、当該モーターの設置をしようとする者に対し、その必要な限度において、当該モーターの設置の中止、変更等の助言又は勧告をすることができる。

2 知事は、モーターの設置をしようとする者が前項の勧告に従わない場合には、その者を公表するものとする。

(報告及び立入検査)

第七条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、モーターの設置をしようとする者又はした者その他の関係者から、必要な事項の報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、当該職員をして、モーター又はその関係場所に立ち入り、モーターの構造、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、それを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第七条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第九条の規定は、同年五月一日から施行する。

三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 覚

●三重県条例第十四号

三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例

三重県保健所手数料条例(昭和三十三年三重県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表の二「結核予防法による健康診断及び予防接種料の項中

「	イ	三五ミリメートル型	一件につき	二六円	を
	ロ	六×六センチメートル型	〃	五〇円	
	ハ	七×七センチメートル型	〃	三六円	
「	イ	三五ミリメートル型	一件につき	二六円	に、
	ロ	六×六センチメートル型	〃	五〇円	
	ハ	七×七センチメートル型	〃	三六円	
「	イ	ツベルクリン反応検査	〃	二五円	を
	ロ	BCG経皮接種	〃	九〇円	
「	イ	ツベルクリン反応検査	〃	三四円	に改める。
	ロ	BCG経皮接種	〃	一〇〇円	

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

三重県衛生研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第十五号

三重県衛生研究所手数料条例の一部を改正する条例

三重県衛生研究所手数料条例(昭和二十八年三重県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表の1診療関係検査料の項中

「1 直接法によるもの			
(1) 一般の場合	一件につき	三〇円	を
(2) 一〇名以上集団の場合	〃	一五円	
□ 集卵法によるもの			を
(1) 一般の場合	一件につき	六〇円	
(2) 一〇名以上集団の場合	〃	四〇円	
「1 直接法によるもの			に
(1) 一般の場合	一件につき	四〇円	
(2) 一〇名以上集団の場合	〃	三五円	
□ 集卵法によるもの			に
(1) 一般の場合	一件につき	六〇円	
(2) 一〇名以上集団の場合	〃	五〇円	
□ 集団給食施設若しくは水道施設の従事者又は一〇名以上集団の場合	〃	六〇円	を
□ 集団給食施設若しくは水道施設の従事者又は一〇名以上集団の場合	〃	一〇〇円	に改め

同表の5その他の試験検査料の項中「(昭和四十年厚生省告示第十号)」を「(昭和三十二年厚生省告示第七十七号)」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第十六号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例(昭和三十二年三重県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第十一号とし、第四号の次に次の六号を加える。

五 学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定による各種学校 地方公共団体の設置する各種学校にあつては当該各種学校を設置する地方公共団体の長、その他の各種学校にあつては当該各種学校の校長

六 児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)の規定による児童相談所 知事

七 身体障害者福祉法(昭和三十四年法律第二百八十三号)の規定による点字図書館 地方公共団体の設置する施設にあつては当該施設を設置する地方公共団体の長、その他の施設にあつては当該施設の長

八 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の規定による精神薄弱者授産施設 地方公共団体の設置する施設にあつては当該施設を設置する地方公共団体の長、その他の施設にあつては当該施設の長

九 売春防止法(昭和三十二年法律第八十八号)の規定による婦人相談所 知事

十 売春防止法(昭和三十二年法律第八十八号)の規定による婦人保護施設 地方公共団体の設置する施設にあつては当該施設を設置する地方公共団体の長、その他の施設にあつては当該施設の長

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

三重県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第十七号

三重県営住宅条例の一部を改正する条例

三重県営住宅条例(昭和三十五年三重県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「使用料」を「家賃」に改め、同表高花平団地の項の次に次のように加える。

笹川団地	四日市市	中層耐火	四六	九二〇〇
------	------	------	----	------

別表荒木団地の項中

簡易耐火二階	四五	七、三〇〇
	四五	五、八〇〇

を

簡易耐火二階	四五	七、三〇〇
	四五	五、八〇〇
簡易耐火二階	四六	八、一〇〇

に改め、同表千里団

地の項中

中層耐火	四五	七、七〇〇
------	----	-------

を

中層耐火	四五	七、七〇〇
簡易耐火二階	四六	八、二〇〇

に改め、同表城山団

地の項の次に次のように加える。

結城団地	津市	中層耐火	四六	九、二〇〇
------	----	------	----	-------

別表上川団地の項中

簡易耐火二階	四五	七、三〇〇
	四五	五、五〇〇

を

簡易耐火二階	四五	七、三〇〇
	四五	五、五〇〇
簡易耐火二階	四六	七、八〇〇

に改める。

附則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、荒木団地の項の改正規定は昭和四十七年五月一日から、城山団地の項の次に一項を加える改正規定は昭和四十七年六月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田中 覚

●三重県条例第十八号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例(昭和三十二年三重県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「二七三九人」を「二八〇三人」に、「二二一人」を「二三〇人」に、「二三六人」を「二三三人」に、「三一七六六人」を「三一四六八人」に改め、同条第三号中「二七一一人」を「二七五五人」に改め、「事務職員」の下に「及び技術職員」を加え、「二二人」を「二三人」に、「二八人」を「二三人」に、「二〇二人」を「二二〇人」に改める。

第四条第一号中「五、六七一人」を「五、七七二人」に、「二五〇人」を「一六〇人」に、「二二八人」を「二三八人」に、「五、九三九人」を「六、〇七〇人」に改め、同条第三号中「三一八一人」を「三一三三人」に、「五、九九人」を「六二人」に、「二〇〇人」を「二〇四人」に、「三一三四〇人」を「三一三八九人」に改める。

附則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田中 覚

●三重県条例第十九号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例(昭和三十九年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

三重県立桑名高等学校	桑名市	全日制	定時制	を
三重県立桑名高等学校	桑名市	全日制	定時制	に、
三重県立桑名西高等学校	桑名市	全日制		
三重県立伊勢高等学校	伊勢市	全日制		を
三重県立伊勢高等学校	伊勢市	全日制		に
同 南島分校	度会郡南島町	全日制		
同 阿山分校	阿山郡阿山町	定時制		を

削る。

別表第一全日制の課程及び専攻科の項中「年額一〇、三〇〇円」を「年額一四、四〇〇円」に改める。

附 則

- この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際現に三重県立上野高等学校阿山分校定時制課程に在学する者は、三重県立上野高等学校定時制課程の相当学年に在学するものとみなす。
- この条例の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の三重県立高等学校条例別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の日以後において、転学し、転籍し、又は復校する者に係る授業料の額は、当該者の属することとなる学年の主たる在学者に係る授業料と同額とする。

三重県宮総合競技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第二十号

三重県宮総合競技場条例の一部を改正する条例

三重県宮総合競技場条例(昭和四十三年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 体育館別館

第四条中「体育館」の下に「及び体育館別館」を加える。

第九条第三項を削る。

別表の一の一の表体育館の項の次に次のように加える。

別 館 別 館 体 育 館	午前九時から	(一、〇〇〇)	(一、二〇〇)	(一、三〇〇)	(一、四〇〇)	(一、五〇〇)
	午後九時から	(一、〇〇〇)	(一、二〇〇)	(一、三〇〇)	(一、四〇〇)	(一、五〇〇)
	午後二時から	(一、〇〇〇)	(一、二〇〇)	(一、三〇〇)	(一、四〇〇)	(一、五〇〇)
	午後五時から	(一、〇〇〇)	(一、二〇〇)	(一、三〇〇)	(一、四〇〇)	(一、五〇〇)
	午後六時から	(一、〇〇〇)	(一、二〇〇)	(一、三〇〇)	(一、四〇〇)	(一、五〇〇)
	午後十時から	(一、〇〇〇)	(一、二〇〇)	(一、三〇〇)	(一、四〇〇)	(一、五〇〇)
	午前九時から	(一、〇〇〇)	(一、二〇〇)	(一、三〇〇)	(一、四〇〇)	(一、五〇〇)
	午後五時から	(一、〇〇〇)	(一、二〇〇)	(一、三〇〇)	(一、四〇〇)	(一、五〇〇)
	午後一時から	(一、〇〇〇)	(一、二〇〇)	(一、三〇〇)	(一、四〇〇)	(一、五〇〇)
	午後十時から	(一、〇〇〇)	(一、二〇〇)	(一、三〇〇)	(一、四〇〇)	(一、五〇〇)
	午前九時から	(一、〇〇〇)	(一、二〇〇)	(一、三〇〇)	(一、四〇〇)	(一、五〇〇)
	午後十時から	(一、〇〇〇)	(一、二〇〇)	(一、三〇〇)	(一、四〇〇)	(一、五〇〇)

別表の一の一の表中「体育館」を「体育館及び体育館別館」に改め、

別表の3の表中

ピアノ(調律料を含まない。)		一回一台	一、〇〇〇	一、五〇〇	を
別館	照明設備	全部使用	一七〇	三八〇	に改める。
		部分使用	一〇	一	

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第二十一号

三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三重県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中

上野工業用水道	上野市	二〇、〇〇〇	を
上野工業用水道	上野市	一〇、〇〇〇	に改め、同条第
鈴鹿工業用水道	鈴鹿市	七〇、〇〇〇	

四号中

志摩開発有料道路	一七、〇〇〇	を
志摩開発有料道路	一四、二〇〇	に改める。
青山高原有料道路	一一、七〇〇	

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

●三重県条例第二十二号

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例

三重県警察職員定員条例(昭和三十二年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「五三人」を「五三人」に、「九八人」を「一〇〇人」に、「五六六人」を「六三七人」に、「一、二三四人」を「一、三〇〇人」に、「一、九五〇人」を「二、〇〇〇人」に改め、同項第三号中「四二八人」を「四三三人」に改める。

附則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第一号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田中 覚

●三重県条例第二十三号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例(昭和三十二年三重県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

一 厚生常任委員会

- イ 福祉生活部の所管及びこれに関連すること。
- ロ 保健衛生部の所管及びこれに関連すること。
- ハ 環境部の所管及びこれに関連すること。

附則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

施 理

●三重県規則第十五号

三重県公報発行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田中 覚

三重県公報発行規則の一部を改正する規則

三重県公報発行規則(昭和三十二年三重県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号を次のように改める。一 庁中各課

第十条第二項を次のように改める。

第十条 公報の購読料は、月別とし、毎会計年度の開始前に公示する。

別記様式中「居習」を削り、「住所」を「住所又は所在地」に改め、同様式の注を次のように改める。

併 記号先が半込人に親むときは、その記号先を明示すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条第一項の改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

●三重県規則第十六号

三重県消防賞しゆつ金交付規則を次のように定める。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田中 覚

三重県消防賞しゆつ金交付規則

(趣旨)

第一条 市町村の消防職員又は消防団員(以下「消防職員等」という。)の賞しゆつ金の交付に関しては、この規則の定めるところによる。

(賞しゆつ金の交付)

第二条 知事は、消防職員等が災害を救むることを予断できたにもかかわらず、これをかえりみることなくその職務を遂行したことにより傷害を受け、そのため死亡し、又は陸疾(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十二年政令第三百三十五号。以下「政令」という。)別表第一級から第八級までの等級に該当する身体障害をいう。)となつた場合には、当該消防職員等(死亡した場合は、その遺族)に賞しゆつ金を交付するものとする。

(賞しゆつ金の種類)

第三条 前条の規定による賞しゆつ金の種類は、同条に規定する事由により、死亡した場合には殉職者賞しゆつ金とし、陸疾となつた場合には障害者賞しゆつ金とする。

(遺族の範囲及び順位等)

第四条 第二条に規定する遺族の範囲及び順位等については、政令第九条及び第九条の三第二項の規定の例による。

(殉職者賞しゆつ金の額)

第五条 殉職者賞しゆつ金の額は、功労の程度及び扶養親族(政令第二条第三項各号のいずれかに該当する者で、当該消防職員等が傷害を受けた日において、他に生計のみちがなく主として当該消防職員等の扶養を受けていたものをいう。以下同じ。)の状況に応じ、別表第一に定めるところによる。

(障害者賞しゆつ金の額)

第六条 障害者賞しゆつ金の額は、功勞の程度、障害の等級及び扶養親族の状況に応じ、別表第二に定めるところによる。

(賞しゆつ金の其申)

第七条 市町村長は、その市町村の消防職員等で第二条に規定する事由に該当することとなつた者がある場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる具申書を知事に提出しなければならない。

- 一 死亡した場合 殉職者賞しゆつ金交付具申書(第一号様式)
 - 二 廃疾となつた場合 障害者賞しゆつ金交付具申書(第二号様式)
- 2 前項第一号に規定する殉職者賞しゆつ金具申書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 消防職員等が死亡したことを証明する書類
 - 二 殉職者賞しゆつ金の交付を受けようとする者の戸籍謄本及び当該者と消防職員等との続柄に関する市町村長の発行する証明書
 - 三 殉職者賞しゆつ金の交付を受けようとする者が、配偶者以外の者であるときは、先順位者のないことを証明する書類
 - 四 賞しゆつ金の交付を受けようとする者が、消防職員等の死に当時主としてその収入によつて生計を維持していたときは、その事実を証明する書類
 - 五 賞しゆつ金の交付を受けようとする者が、消防職員等の遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、特に指定された者があるときは、その事実を証明する書類
 - 六 その他知事が必要と認める書類

3 第一項第二号に規定する障害者賞しゆつ金具申書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 障害の程度を記載した医師の診断書
 - 二 その他知事が必要と認める書類
- (賞しゆつ金の交付の決定)

第八条 知事は、具申書を受理したときは、その内容を審査し、賞しゆつ金の交付を決定するものとする。

(賞しゆつ金の交付手続)

第九条 知事は、賞しゆつ金の交付を決定したときは、すみやかに具申を行つた市町村長にその旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた市町村長は、賞しゆつ金の交付を受けるべき者にその旨を伝達するものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。
- 2 三重県市町村非常勤消防団員賞しゆつ金交付規則(昭和四十年三重県規則

第五十六号。次項において「旧規則」といふ)は、廃止する。

3 この規則施行の日前に旧規則第二条の規定に該当することとなつた者に係る賞しゆつ金の交付については、なお従前の例による。

4 三重県消防表彰規則(昭和四十四年三重県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「三重県市町村非常勤消防団員賞しゆつ金交付規則(昭和四十年三重県規則第五十六号)」を「三重県消防賞しゆつ金交付規則(昭和四十六年三重県規則第 号)」に改める。

別表第一 殉職者賞しゆつ金

功 勞 の 程 度 に よ る 交 付 額	
功 勞 の 程 度	金 額
(一) 特に抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	三、〇〇〇、〇〇〇円
(二) 抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	二、六〇〇、〇〇〇円
(三) 特に顯著な功勞があると認められる者	二、五〇〇、〇〇〇円以上 一、五〇〇、〇〇〇円以下
(四) 多大な功勞があると認められる者	一、〇〇〇、〇〇〇円
扶養親族の状況による増額	
一 (一) から四までに該当する者については、扶養親族が二人以上あるときは、一人をこえる扶養親族が五人に至るまでは一人につき七五、〇〇〇円を増額する。	
二 殉職者賞しゆつ金の交付を受ける遺族が政令第九条第一項第三号又は第四号に掲げる者であるときは、前項に定める額の二分の一に相当する額以内の額を増額することができる。	

別表第二 障害者賞しゆつ金

功 勞 の 程 度 及 び 障 害 の 等 級 に よ る 交 付 額				
障 害 の 等 級	功 勞 の 程 度 (一) 抜群の功勞があり他の模範となると認められる者		(二) 特に顯著な功勞があると認められる者	
	(一) 抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	(二) 特に顯著な功勞があると認められる者	(一) 抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	(二) 特に顯著な功勞があると認められる者
第一級	二、六〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	
第二級	二、五五〇、〇〇〇円	一、八〇〇、〇〇〇円	九〇〇、〇〇〇円	
第三級	二、四〇〇、〇〇〇円	一、六〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	
第四級	二、一六〇、〇〇〇円	一、四四〇、〇〇〇円	七二〇、〇〇〇円	
第五級	一、八九〇、〇〇〇円	一、二六〇、〇〇〇円	六三〇、〇〇〇円	
第六級	一、六五〇、〇〇〇円	一、一〇〇、〇〇〇円	五五〇、〇〇〇円	
第七級	一、四二〇、〇〇〇円	九四〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	

第2号様式

障害者賞しゆつ金交付具申書

年 月 日

三重県知事

殿

市町村 長

印

障害者賞しゆつ金の交付を次のとおり具申します。

消防職員等	住所		
	ふりがな 氏名		生年月日
	所属		階級
廃疾となつた場所	廃疾となつた事由	廃疾となつた ことが確定し た年月日	
身体障害の部位及びその程度			
功 勞 の 概 要			
扶養親族の 状 況	氏 名	生 年 月 日	続 柄
※受理年月日	年 月 日	※決定年月日	年 月 日
※交付年月日	年 月 日	※交付年月日	年 月 日
※障害者賞しゆつ金の決定額		円	

備 考 ※印の欄は記入しないこと。

(規格B4)

●三重県規則第十七号

三重県青少年保護育成条例施行規則を次のように定める。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 寛

三重県青少年保護育成条例施行規則

(掲 示)

第一条 三重県青少年保護育成条例(昭和四十六年三重県条例第六十一号。以下「条例」といふ。)第七條第三項の規定による掲示は、別記第一号様式によつて行なうものとする。

(薬品等の指定)

第八級 1,100,000円 700,000円 400,000円

功勞の程度又は扶養親族の状況による増額

一 特に功勞があり、他の欄となすと認められる者であつて障害の等級が第一級に該当するものについては400,000円を増額することができる。

二 一に該当する者以外の者で扶養親族が二人以上あるときは、一人をこえる扶養親族が五人に至るまで、一人につき、(一)に該当する者については40,000円、(二)に該当する者については45,000円、(三)に該当する者については30,000円をそれぞれ増額する。

備考 障害の等級は、政令別表第二に定める障害の等級による。

一 障害の等級及び交付額の決定については、政令第六條第二項から第五項(第三項第一号を除く。)までの規定の例による。

第1号様式

殉職者賞しゆつ金交付具申書

年 月 日

三重県知事

殿

市町村 長

印

殉職者賞しゆつ金の交付を次のとおり具申します。

消防職員等	本籍			所属			階級	
	現住所			死亡した 事 由	死亡した 日 時	年 月 日	時	
	ふりがな 氏名			死亡した 事 由	死亡した 日 時	年 月 日	時	
功 勞 の 概 要								
遺族の 状 況	殉職者賞しゆつ金を受けようとする者			扶 養 親 族				
	氏 名	生 年 月 日	続柄又は 関 係	氏 名	生 年 月 日	続柄又は関係		
※受理年月日		年 月 日	※決定年月日	年 月 日	※交付年月日	年 月 日		
※殉職者賞しゆつ金の決定額			円					

備 考 ※印の欄は、記入しないこと。

(規格B4)

第二条 条例第十四条第一項の規定による薬品等は、次のとおりとする。

- 一 薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第五十条第八号の規定に基づき指定された医薬品
 - 二 アロバルビタール・アミノピリン複合体及びその製剤
 - 三 塩酸エフェドリン及びその製剤で注射剤のもの
 - 四 有機溶剤中毒予防規則（昭和三十五年労働省令第二十四号）第一条に規定する有機溶剤及び有機溶剤含有物
- （立入調査員の指定又は任命）

第三条 条例第二十八条第一項の規定による立入調査員は、次に掲げる者のうちから知事が指定又は任命する。

- 一 福祉生活部青少年課の職員
- 二 県事務所又は地方県民室の職員
- 三 児童相談所の職員
- 四 警察少年捕専員
- 五 市町村の職員
- 六 青少年育成推進指導員
- 七 その他知事が特に必要と認めた者

（身分証明書）

第四条 条例第二十八条第二項の規定による身分を示す証明書は、別記第二号様式によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。
- 2 三重県青少年保護条例施行規則（昭和三十六年三重県規則第二十二号）及び三重県青少年保護審議会規則（昭和三十六年三重県規則第二十二号）は、廃止する。

第一号様式

50センチメートル

ただし、上映（演）中の「」は、

三重県青少年保護育成条例の規定により、青少年に観覧させることを禁止する旨指定がありましたので、六歳以上十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

150センチメートル

第二号様式

（表）

9.5センチメートル

	身 分 証 明 書			第 号
写 真		所 属 職 名 氏 名		年 月 日 生
上記の者は、三重県青少年保護育成条例第28条第1項に規定する立入調査の権限を有する者であることを証明する。				
年 月 日 三重県知事 氏 名 印				

6センチメートル

（裏）

三重県青少年保護育成条例抜粋

（立入調査）

- 第28条 知事の指定又は任命した者及び警察官は、この条例の施行に必要な限度において、興行場その他関係場所に立ち入り、調査を行ない、関係人に質問し、又は関係人に資料の提出を求めることができる。
- 2 前項の規定による立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、及び関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第30条 略

2 略

3 次の各号の1に該当する者は、1万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 略

(2) 第28条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

●三重県規則第十八号

三重県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十七年三月三十一日

三重県知事 田 中 覚

三重県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則

三重県交通災害共済条例施行規則(昭和四十三年三重県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

(加入期間)

第二条の二 条例第五条第一項の規定により市町村ごとに定める加入期間は、別表のとおりとする。

第四条中「毎月、一日から十五日までの分をその月の二十五日までに、十六日から月末まで」を「その月」に改める。

第五条中「条例第五条第一項ただし書に規定する」を「当該加入の申込みに係る」に、「条例第五条第一項の規定に基づいて」を「当該加入の申込みの際」に改める。

第六条第三号中「又は死体検案書」を「、証明書又は検案書」に改める。

第六条に次の一項を加える。

2 前項第三号の診断書(死亡診断書を除く。)又は証明書は、入院治療を要する日数及び通院治療(往診治療を含む。)を要する日数を証明できるものでなければならない。

第八条を次のように改める。

(調書の提出)

第八条 市町村長は、毎月の加入及び給付等の実績を三重県交通災害共済加入実績調書(第五号様式)及び三重県交通災害共済給付実績調書(第六号様式)により、翌月の四日までに知事に報告しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表

加入期間	市 町 村 名
条例第五条第二項 第一号に規定する 期間	美里村 一志町 美杉村 飯田町 多気町 勢和村 富川村 度会町 大内山村 馬ヶ原村 浜島町 志摩町 阿児町 紀伊長島町 磯殿村

条例第五条第二項 第二号に規定する 期間	名張市 尾鷲市 亀山市 員弁町 白山町 嬉野町 飯高町 明和町 大台町 玉城町 小俣町 南島町 紀勢町 阿山町 大山田村 大正町 御浜町 紀宝町
条例第五条第二項 第三号に規定する 期間	松阪市 上野市 鳥羽市 東員町 豊里村 香良洲町 二見町 南勢町 御園村 磯部町 紀和町
条例第五条第二項 第四号に規定する 期間	津市 伊勢市 桑名市 鈴鹿市 熊野市 久居市 多度町 長島町 木曾岬村 北勢町 大安町 藤原町 蟹野町 桶町 朝日町 川越町 関町 河養町 吉澤町 安濃村 三雲村 大宮町 伊賀町 青山町 海山町

第五号様式及び第六号様式を次のように改める。

第5号様式

年 月分三重県交通災害共済加入実績調書

三重県知事 殿

年 月 日

市町村長

印

加入期間満了日

月 日

区分 日	被保護者		3歳から15歳までの者		その他の者		計	
	月の末日 以外の日 (1件当りの掛金額 円)	月の末日 (1件当りの掛金額 円)	月の末日 以外の日 (1件当りの掛金額 円)	月の末日 (1件当りの掛金額 円)	月の末日 以外の日 (1件当りの掛金額 円)	月の末日 以外の日 (1件当りの掛金額 円)	月の末日 以外の日	月の末日
1	件	件	件	件	件	件	件	件
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
小件数	件	件	件	件	件	件	件	件
計金額	円	円	円	円	円	円	円	円
合件数		件		件		件		件
計金額		円		円		円		円

(規格B4)

附則

- 1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の加入及び給付等の実績に係る報告については、改正後の三重県交通災害共済条例施行規則第八条第五号様式及び第六号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から昭和四十八年十二月三十一日までの間における加入の実績に係る報告については、改正後の規則第五号様式の規定にかかわらず、別記様式によるものとする。

別記様式

年 月分三重県交通災害共済加入実績調書

三重県知事 殿

年 月 日

市町村長 殿

加入期間満了日 本則 年 月 日

附則 年 月 日

区分	被保護者		3歳から15歳までの者		その他の者		計	
	本則 (円)	附則 (円)	本則 (円)	附則 (円)	本則 (円)	附則 (円)	本則 (円)	附則 (円)
日	件	件	件	件	件	件	件	件
小件数	件	件	件	件	件	件	件	件
計金額	円	円	円	円	円	円	円	円
月末日	件	件	件	件	件	件	件	件
合件数	件	件	件	件	件	件	件	件
計金額	円	円	円	円	円	円	円	円
総件数		件		件		件		件
計金額		円		円		円		円

(規格B4)

人事課 教育課 総務課

●三重県人事委員会規則 第十号
三重県教育委員会規則 第十号

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十七年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 仲村 安平
三重県教育委員会委員長 広田 俊一

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「三百円」を「三百二十円」に、「三百二十円」を「三百四十円」に改め、同項第二号中「三百二十円」を「三百四十円」に、「三百四十円」を「三百六十円」に改める。

第七条第一項中「三重県教育委員会」を「三重県教育委員会（以下「県委員会」といふ。）」に改める。

第八条第二項第二号中「百五十円」を「二百円」に改める。

第九条第二項第二号イ中「条例第三十七条第二項に規定する休日」の下に「（以下「勤務を要しない日等」といふ。）」を加える。

第十二条第一項を次のように改める。

病虫害防除手当は、農業に関する学科を置く高等学校において、毒物および劇物を使用して植物の病虫害防除作業に従事する職員に対して支給する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（教員特殊業務手当）

第十四条 教員特殊業務手当は、条例第十二条の二第一項に規定する職員が次の各号に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると県委員会が認める程度におよぶときに支給する。

- 一 学校の管理下において行なう非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
 - イ 非常災害時における児童もしくは生徒の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務
 - ロ 児童または生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - ハ 児童または生徒に対する緊急の補導業務
- 二 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画・実施するものに限る。）に

において児童または生徒を引率して行なう指導業務で泊を伴うもの

三 県委員会が定める対外運動競技等において児童または生徒を引率して行なう指導業務で泊を伴うものまたは勤務を要しない日等に行なうもの

四 入学試験における受験生の監督、採点または合否判定の業務

2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。

一 第一号イの場合 一日につき 千五百円

二 第一号ロまたはハの場合 一日につき 千円

三 第二号の場合 一日につき 千二百円

四 第三号の場合 一日につき 千円

五 第四号の場合 県委員会が指定した入学試験の一回の業務につき 千二百円

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条及び第八条の改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則第七条、第九条、第十四条、第十五条及び第十六条の規定は、昭和四十七年一月一日から適用する。

告 示

●三重県告示第164号

昭和47年度における三重県公報の購読料を、月額 400円とする。

昭和47年3月31日

三重県知事 田 中 覚

●三重県告示第165号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条、日雇労働者健康保険法（昭和28年法律第207号）第10条及び船員保険法（昭和14年法律第73号）第28条の規定に基づき給付する看護料の支給基準を次のとおり定め、昭和47年4月1日から適用する。

健康保険法等による看護料の支給基準（昭和46年三重県告示第218号）は廃止する。

昭和47年3月31日

三重県知事 田 中 覚

病種別	1 日 対 する 料 金		
	看 護 婦	准 看 護 婦	看 護 補 助 者
普 通 病	円 2,280	円 1,820	円 1,600
コレラ、発疹チフス、痘瘡、ペスト以外の法定伝染病	円 2,740	円 2,180	円 1,920
コレラ、発疹チフス痘瘡、ペスト	円 3,420	円 2,730	

- 1 各料金中には、看護に必要なすべての経費（食費、寝具代等）を含むものとする。
- 2 看護料が、この支給基準の範囲内であるときは、現に要した費用の額とする。
- 3 医師が、徹夜看護の必要を認め、その指示により徹夜で看護をしたときは、1日当りの看護料に25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 4 看護補助者の看護は、やむを得ない事情により看護婦又は准看護婦による看護を受けられない場合において、看護補助者が、医師又は施設の看護婦の指揮を受けて看護を行なったことを施設長が証明した場合に限るものとする。
- 5 急性灰白髄炎の患者、開放性結核患者及び精神病患者の場合は、コレラ、発疹チフス及びペスト以外の法定伝染病に準じて取り扱うものとする。

●三重県告示第166号

海岸保全区域指定（昭和35年三重県告示第98号の2）の一部を、次のように改正する。

昭和47年3月31日

三重県知事 田 中 覚

三重県熊野灘沿岸南島海岸の項中

64	栃木	"	"	"	栃木 栃木	168	基標から基標に至る間の干汐時水際線から海に向つて20mはなれた線と堤防裏法尻より陸地に向つて181	44
						181		

を

64	栃木	"	"	"	栃木 栃木	168	基標から基標に至る間の干汐時水際線から海に向つて20mはなれた線と堤防裏法尻より陸地に向つて10mはなれた線によつて囲まれた区域	44
						181		
65	方座	"	"	"	方座塚間山	131-1	基標から基標に至る間の干汐時水際線より海に向つて20mはなれた線と道路側溝より陸地に向つて10mはなれた線によつて囲まれた区域	
						131-53		

66	"	"	"	"	方座	"	130-1	"
					浦		131-1	
67	"	"	"	"	磯田	"	127	"
					塚間山		130-1	

に改める。

●三重県告示第167号

漁船損害補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による付保義務の同意を求めるため発起人から次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調査は、三重県農林水産部水産事務局漁政課に備え置いて、昭和47年3月31日から昭和47年4月15日まで縦覧に供する。

昭和47年3月31日

三重県知事 田 中 覚

1 発起人住所及び氏名

志摩郡阿児町志島 岩 木 清三郎
尾 原 彦 蔵
寺 下 輔 男

2 加入区

志 島

3 法第113条第1項の申出をした漁業協同組合

志島漁業協同組合

●三重県告示第168号

次の公共用財産の用途を廃止する。

昭和47年3月31日

三重県知事 田 中 覚

第 1

所在地	種目	地積
員弁郡東員町大字穴太字忍ヶ谷	道路敷	318.06平方メートル

第 2

所在地	種目	地積
鈴鹿市磯山町字浜新田2590番地先	道路敷	96.36平方メートル
" 1042番地先	"	65.88 "
" 1074番地先	"	211.40 "

"	1164番地先	"	73.89	"
"	1167番地先	"	51.65	"
"	1169番地先	"	124.47	"
"	1166番地先	"	266.48	"
"	2595番地先	"	191.70	"
"	1165番地先	水路敷	144.18	"
"	1076番地先	"	66.12	"
"	2580番地先	"	148.25	"
"	2561の2番地先	"	5.85	"
"	2596番地先	"	289.35	"

第 3

所在地	種目	地積
鈴鹿市磯山町字浜新田2506番地先	水路敷	275.76平方メートル
" 前口2487の1番地先	"	32.40 "
" " 2500の1番地先	道路敷	197.73 "
" " 2489の1番地先	"	64.80 "

第 4

所在地	種目	地積
津市大字垂水字入江 186番地先	道路敷	32.47平方メートル

●三重県告示第169号

雲出川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法施行令（昭和45年政令第235号）第16条の2第3項の水域及び通行方法を次のように指定し、昭和47年3月31日から施行する。

昭和47年3月31日

三重県知事 田 中 覚

1 水 域

水系名	河川名	水域番号	水 域
雲 出 川	八手俣川	1 (君ヶ野 ダム)	左岸 一志郡美杉村八手俣字佐田 325番の2の標柱1号
			右岸 一志郡美杉村八手俣字君ヶ 野 145番の2の標柱2号
			左岸 一志郡美杉村八手俣字梅ヶ 広 175番の標柱4号
			右岸 一志郡美杉村八手俣字君ヶ 野 124番の4の標柱3号

2 通航方法

水系名	河川名	水域番号	舟又はいかだの別	航路	時間	速度
雲出川	八手俣川	1 (君ヶ野ダム)	舟	制限水域内	日出から日没まで	2ノット以内

●三重県告示第170号

宮川水系に係る二級河川について、河川法施行細則（昭和40年三重県規則第53号）第8条第3項の水域及び通行方法の次のように指定し、昭和47年3月31日から施行する。

三重県知事 田 中 覚

昭和47年3月31日

1 水域

水系名	河川名	水域番号	水域
宮川	宮川	1 (三瀬谷ダム)	左岸 多気郡大台町大字赤起井字高瀬ノ上391-2番地の標柱1号
			右岸 多気郡大台町大字菅合字中野 717-1番地の標柱2号
			左岸 多気郡大台町大字赤起井字川ノ上386-2番地の標柱4号
			右岸 多気郡大台町大字菅合字大新田949-2番地の標柱3号
宮川	宮川 大和谷川	2 (宮川ダム)	左岸 多気郡宮川村大杉字横山12-2番地の標柱1号
			右岸 多気郡宮川村久豆字東千丈谷23-5番地の標柱2号
			左岸 多気郡宮川村久豆字垣外俣谷 530-4番地の標柱5号
			右岸 多気郡宮川村久豆字猿果山谷 565-6番地の標柱6号
			左岸 多気郡宮川村久豆字浅倉谷 508-1番地の標柱4号
			右岸 多気郡宮川村久豆字向原 161-1番地の標柱3号
宮川	宮川	3 (宮川第一発電所取水口)	右岸 多気郡宮川村大杉字倉元谷 497-1番地の標柱1号
			右岸 多気郡宮川村大杉字倉元谷 497-5番地の標柱5号
			右岸 多気郡宮川村大杉字宮古谷 488-2-3番地の標柱3号
			右岸 多気郡宮川村大杉字倉元谷 497-4番地の標柱7号

2 通行方法

水系名	河川名	水域番号	舟又はいかだの別	航路	時間	速度
宮川	宮川	1 (三瀬谷ダム)	舟	制限水域内	日出から日没まで	2ノット以内
宮川	宮川 大和谷川	2 (宮川ダム)	舟	制限水域内	日出から日没まで	2ノット以内
宮川	宮川	3 (宮川第一発電所取水口)	舟	制限水域内	日出から日没まで	2ノット以内

●三重県告示第171号

公有水面埋立工事しゅん工期間伸長について次のとおり許可した。

昭和47年3月31日

三重県知事 田 中 覚

1 願人の住所氏名

志摩郡浜島町大字塩屋 104番地
塩屋漁業協同組合

2 埋立の場所及び面積

志摩郡浜島町大字塩屋字清水 113番2地先公有水面
114番
763.68平方メートル { 民有帰属 297.60平方メートル
国有帰属 466.08平方メートル

3 埋立の目的 共同資材置場

4 工事しゅん工期限 旧昭和47年1月31日
新昭和47年3月31日

5 埋立免許年月日 昭和47年1月11日

●三重県告示第172号

公有水面埋立工事しゅん工期間伸長について次のとおり許可した。

昭和47年3月31日

三重県知事 田 中 覚

1 願人の住所氏名

志摩郡浜島町1787の 101番地
浜島町

2 埋立の場所及び面積

志摩郡浜島町大字迫子字浜口46番1地先公有水面
906.56平方メートル { 町有帰属 688.41平方メートル
国有帰属 218.15平方メートル

2 区域の所在地

四日市市寺方町字東谷

3 区域の土地の表示

四日市市寺方町字東谷885、884、882、842、842の2、850、876、917、924、935、932、943、942、941の1、941の2、940の1、939の1、915の1、915の2、914の1、912、911の1、911の2、910、909、908、907、902、903の3、903の4、903の5、903の2の土地及びこれらの土地に囲まれた区域

第 5

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

垂坂地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市垂坂町字新具

3 区域の土地の表示

四日市市垂坂町字新具1083、1084、1085、1086、1129、1127、1125、1099、1100、1097の2、1096、1092字内の貝戸1278、645、646、647、648、650、651、652、653、656、655の土地及びこれらの土地に囲まれた区域

第 6

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

和具第1地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

志摩郡志摩町和具字前田丘

3 区域の土地の表示

志摩郡志摩町和具字前田丘3999、4000の1、4000の2、4000の5、4001の4、4013、4017の2、4018、字石ヶ3034、4035、4045、4047、4046の2、字前田3087の23、3087の8、3087の7、3087の22、3087の4、3087の21、3087の3、3087の1、3087の9、字石ヶ4051、4052、4054の4、4054の2、4054の1、4060、4061、字登立4073の2、4073の1、4072、4071、4070、字西野3979の1、3979の2、3980、字石ヶ4029、4028、4024の1、4023の1、4023、4022の土地及びこれらの土地に囲まれた区域

第 7

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

和具第2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

志摩郡志摩町和具字後口

3 区域の土地の表示

志摩郡志摩町和具字後口3136の7、3136の8、3136の9、3136の10、313の2、3137、3136の1、3135の1、字前田3102、3087の2、3087の16、3087の6 3087の17、3100の2、3099、3098、及びこれらの土地に囲まれた区域

第 8

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

楊枝地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

南牟婁郡紀和町大字楊枝和気字中ノ井

3 区域の土地の表示

南牟婁郡紀和町大字楊枝和気字中ノ井1、2、2の7、3、大字同字天瀬1035、1036、1036の1、1037、1038、1039、1040の土地

第 9

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

店町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

南牟婁郡紀和町大字楊枝川字長谷

3 区域の土地の表示

南牟婁郡紀和町大字楊枝川字長谷529、552、539、539の1、534、477、479、字米込572、526、528の土地及びこれらの土地に囲まれた区域

第 10

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

小田第1地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

上野市小田西大手町字明治屋敷

3 区域の土地の表示

上野市小田西大手3760の5、3760の4、3760の3、3759、3758、3757の2、3756の1、3755の1、3754の1、3753の2、3753の6、3752の2、3751の2、3750の3、3749の3、3749の4、3733の1、3733の2、3732、3749の1、3749の2、3731、3750の1、3750の2、3730、3729、3728の2、3728の1、3727、3726、3725、3724、3723、3722、3721、3760の1、3720、3719字新地3775の2、3775の3、3775の4、3775の5、字明治屋敷145の2、146の1、146の2、145の1、字西大手3763字丸の内104の26、104の27、104の29、104の30、104の31の土地及びこれらの土地に囲まれた区域

第 11

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

小田第2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

上野市小田西大手町字新地

3 区域の土地の表示

上野市小田西大手町字西大手3718の3、3715の2、3711の1、3710の1、3784の3、3709の1、3708の1、3707の1、3706の1、3705の1、3704の1、3703の1、3702の1、3702、3691の2、3691の3、3689の1、3689の6、3689の2、3784の12、3784の4字新地3783、3753、3781、3780、3779の1、3779の2、3778、3773、3764、3766の土地及びこれらの土地に囲まれた区域

第 12

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

西大手地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

上野市小田町字新屋敷

3 区域の土地の表示

上野市小田町字山の下1187、1186の1、1185、1184、1181、1180、1179、1173、1174、1175、1176、1167の2、1163の1、1160の3、字新屋敷3799の2、3790の1、3789、3791、3792、3793、3799、3800、3813、3829、3830、3841、3835、3802、3803の2、3843の1、3805の7、3805の5、3805の6、3808の3、3808、3807、3833の土地及びこれらの土地に囲まれた区域

地 労 委 訓 令

●三重県地方労働委員会訓令第1号

地方労働委員会事務局

三重県地方労働委員会公印規程を次のように定める。

昭和47年3月31日

三重県地方労働委員会会長

窪 田 稔

三重県地方労働委員会公印規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県地方労働委員会の公印(以下「公印」という。)

に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及び規格等)

第2条 公印の種類、規格、字体及び材質は、別表のとおりとする。

(公印の公示)

第3条 前条に掲げる公印を新調若しくは改刻又は廃止したときは、その寸法、ひな型、使用開始又は廃止の期日等必要な事項をすみやかに告示するものとする。

(公印の管理)

第4条 公印は、総務課長がこれを管理するものとする。

2 総務課長は、公印の使用その他公印に関する事務の適正な処理につとめなければならない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする書類に原議書を添え、総務課長(総務課長が指定した者を含む。次項において同じ。)に提示してその確認を受けなければならない。

2 総務課長は、公印の使用を適当と認めたときは、当該文書に自ら公印を押さなければならない。

(公印の調製等)

第6条 公印の新調、改刻又は廃止は、総務課長が取扱うものとする。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、公印の管理に関し必要な事項は事務局長が定める。

附 則

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

別表

種 類	規 格		字 体	材 質
	寸法(ミリメートル)	刻 字		
庁 印	方 30	三重県地方労働委員会印	てん書	木
	方 23	三重県地方労働委員会事務局印	てん書	木
職 印	方 30	三重県地方労働委員会会長印	てん書	木
	方 23	三重県地方労働委員会事務局長印	てん書	木

企業庁管理規程

●三重県企業庁管理規程第一号

三重県工業用水道供給条例の一部を改正する条例附則第二項の日を定める管理規程を次のように定める。

昭和四十七年三月三十一日

三重県企業庁長 岩本 明

三重県工業用水道供給条例の一部を改正する条例附則第二項の日を定める管理規程

三重県工業用水道供給条例の一部を改正する条例(昭和四十六年三重県条例第十一号)附則第二項の規定に基づき三重県企業庁管理規程で定める日は、昭和四十七年三月三十一日とする。

●三重県企業庁管理規程第二号

三重県工業用水道供給条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

昭和四十七年三月三十一日

三重県企業庁長 岩本 明

三重県工業用水道供給条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県工業用水道供給条例施行規程(昭和四十二年三重県企業庁管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

条例第二十四条第一項及び第三項による基本料金減額表

備考	月間日数	事業別				給水の制限又は一部停止
		中伊勢工業用水道	水道	松阪工業用水道	北伊勢工業用水道	
2 1 給水の制限、停止又は中止が一日に満たないときは、減額しない。翌月の水道料金決定の際に調整する。	三二日以内	〇	〇	〇	〇	〇・八〇
	二五日以内	〇	〇	〇	〇	〇・七五
	二〇日以内	〇	〇	〇	〇	〇・七〇
	一五日以内	〇	〇	〇	〇	〇・六〇
	一〇日以内	〇	〇	〇	〇	〇・五〇
	五日以内	〇	〇	〇	〇	〇・三五
	三二日以内	〇・三〇	〇・三五	〇・四〇	〇・四五	〇・五〇
	二五日以内	〇・二五	〇・三〇	〇・三五	〇・四〇	〇・四五
	二〇日以内	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・三五	〇・四〇
	一五日以内	〇・一五	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・三五
	一〇日以内	〇・一〇	〇・一五	〇・二〇	〇・二五	〇・三五
	五日以内	〇	〇	〇	〇	〇・二五
	三二日以内	〇・三五	〇・四〇	〇・四五	〇・五〇	〇・五五
	二五日以内	〇・三〇	〇・三五	〇・四〇	〇・四五	〇・五〇
	二〇日以内	〇・二五	〇・三〇	〇・三五	〇・四〇	〇・四五
	一五日以内	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・三五	〇・四〇
	一〇日以内	〇・一五	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・三五
	五日以内	〇	〇	〇	〇	〇・二五

給水の制限又は一部停止

北伊勢工業用水道 八、〇〇〇m³/日 未滿

松阪工業用水道 七、五〇〇m³/日 未滿

水道 七、五〇〇m³/日 未滿

中伊勢工業用水道 一八、〇〇〇m³/日 未滿

給水の全部停止

北伊勢工業用水道 八、〇〇〇m³/日以上

松阪工業用水道 七、五〇〇m³/日以上

水道 七、五〇〇m³/日以上

中伊勢工業用水道 一八、〇〇〇m³/日以上

給水の全部停止

告示

の審判業務は、昭和四十七年四月一日から移行する。

公 告

- 行政書士法施行細則（昭和26年三重県規則第19号の1）第41条の規定により、次の者に行政書士登録証明書を交付した。

昭和47年3月31日

三重県知事 田 中 覚

新 屋 正 直
 上 山 久 雄
 奥 山 隆

- 県営御衣野地区農地開発事業の事業計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和47年3月31日

三重県知事 田 中 覚

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和47年4月3日から
 昭和47年4月22日まで

3 縦覧の場所

多度町役場

- 度会郡大宮町打見入会林野整備組合長北村吉郎から認可申請のあつた打見入会林野整備計画を、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により、適当と決定したので、次のとおり公告する。

昭和47年3月31日

三重県知事 田 中 覚

1 縦覧に供する書類

打見入会林野整備計画書の写し、

2 縦覧期間

昭和47年3月31日から同年5月5日まで

3 縦覧場所

津市広明町

三重県農林水産部林業事務局林政課

伊勢市勢田町

三重県伊勢林業事務所

度会郡大宮町

大宮町役場

- 土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項但し書の規定により、日本国有鉄道岐阜工務局長から土地立入りの通知があつた。

昭和47年3月31日

三重県知事 田 中 覚

1 起業者

日本国有鉄道

2 事業の種類

関西本線名古屋・四日市間線路増設工事

3 立ち入ろうとする土地の区域四日市市市川北町、松寺町、蒔田町、松原町

、西富田町、富田三丁目、富田二丁目、富田一丁目、東富田町、南富田町、東新町、北浜町、浜町、新町、蔵町、本町、朝日町、新浜町、高浜町、高浜新町、午起一丁目、午起二丁目桑名市大字東汰上、大字西汰上、大字播磨、大字上之輪新田、大字福島、大字東方、大字本願寺、大字矢田、大字江場、大字大福、大字安永、大字東金井及び大字西金井地内

三重郡朝日町大字細生、大字埋繩、大字柿及び大字小向地内

桑名郡長島町大字押付、大字平方及び大字西外面地内

お知らせ

日本住宅公団名古屋支所公告17号

土地立入り公告

日本住宅公団の施行に係る桑名都市計画事業大山田土地区画整理事業の施行のため、次のとおり土地に立入り、測量および調査するので日本住宅公団法（昭和30年法律第53号）第42条において適用する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第72条第2項の規定に基づき公告する。

昭和47年3月31日

日本住宅公団

1 立入り場所

三重県桑名市大字播磨、西方、蓮花寺、額田、星川、嘉例川、五反田、増田、西汰上および森忠地内

2 立入りの目的

測量および調査

3 立入りの期間

昭和47年4月1日から

昭和50年3月31日まで

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 350円

1箇年 4,200円

昭和47年3月31日印刷発行

津市広明町13番地（電代☎1111）

三重県庁
印刷 三重県総務部学事文書課